



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(130 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222100)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



沖繩返還問題に関する米側見解の件 昭和四四・一、六
アメリカ局長

田藤、沖繩返還問題に関し、外務大臣と在京米大使、在米下田大使
とラスク國務長官及びバンデ、國務次官補と懇談の過程において、
米側の示したる見解注目すべき点左のとおり。

一 時期と条件について

(1) 条件についての了解なくして時期を決めることは困難である。
けだし、条件につき合意に達せざるまま時期到来の際、相手方
の条件をのんで返還を実施するよりな約束は、日米いずれもで
きるとは思われない。他面もし条件につき合意に達すれば、あ
らためて時期を決めるまでもなく返還協定作成にとりかかれる
のではないか。

極 秘
無 期 限
6 年以内
4 号

問 設 問

- 1 時期だけを決めてその後条件の合意がでない場合はど
ういふことになるのか。
 - 2 時期を決めると爾後問題の解決が容易になるとの判断か。
(たとえば日本国内で現在は受けられないような条件が受
けられるように変つて行くといふことか。)
 - 3 時期を決めることはいわゆる安保条約の一九七〇年問題と
沖繩問題を切離す効果があるか。
- 二 条件について

(1) 「自由使用」を重視するのは国防当局のみならず、議会、特
に軍事委員会、外交委員会もさわめて大きな関心を持つている。

(4) 「現状どおり」ということであるならば、返還のプロセスは容易になるが、別の条件であれば米国にとって新しい政治的な問題となり、きわめて難しい問題になる。

(5) 条件に関し、日本では特に核の問題を重視されるより見受けられるが、戦闘作戦行動もひとしく重要である。

(6) 戦闘作戦行動に関しては特に朝鮮半島の防衛が問題である。米国は日本本土及び沖縄にある米軍の支持なくしては、朝鮮半島に米軍を維持しえない。朝鮮半島で事が起れば、日本本土及び沖縄にある米軍は半島にある米軍を守らなければならず、これに対して日本が拒否権を持つということでは米国内を説得できない。

(7) 核の問題は、要するに抑止力の強さと信頼性の点について、北京、平壤がいかに関断するかの問題に帰着する。ポラリス、エロウムのときは究極兵器のみでは核抑止力としては十分ならず、現に沖縄にはメイトエムのほかに、核非核両用の幾多の戦術的兵器システムを置いており、これらが一体として抑止力を構成している。米国が直ちに核を使用することができないということになり、それが相手に判れば、それだけ抑止力が低下するのは不可避である。

(8) 問題は、これらの問題について日本がいかなる政治的責任をとられるかということである。「本土並み」として個々に事前協議ということであれば、日本はその都度政治的責任をとられ

ることになるし、他面「現状どおり」にふみ切ることの困難さ
もまた非常大きいことは当然である。

三 新政権の認得について

(イ) 今後の日米間話し合いのタイミングは、新政権の準備よりは、
むしろ日本側の新政権認得の準備によるところの方が大きい。

(ロ) 新政権認得については、

1 沖縄基地が重要使命を引続き遂行するため日本側がいかな
る便宜を供与する用意ありや（具体的にいかなる使用態様を
認めるか）*

2 日本が沖縄自体の防衛にどこまで責任をとるか（特に海上
自衛隊による沖縄水域の防衛に関する具体策等）。

につき日本政府の決意を米側に明示して、安んじて返還に應ぜし
むるより誘導することが重要であり、さらに

3 基地問題や52問題を通じて米側に映る日本の姿は、米國
の抑止力の必要性を認めないか、あるいは認めてもその手段
の提供を拒否するといふ矛盾したものであり、沖縄問題解決
のためにはもう少し筋のおつたものとするのが肝要であ
る。